

返 戻 金 制 度 に つ い て

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 75%を返還いたします。
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 50%を返還いたします。
- (3) 入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 25%を返還いたします。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 4 3ーユー 3 0 0 0 0 7

株式会社アヴェイル

* 弊社の返戻金制度は全事業所同一です。
事業所一覧につきましては、別表に記載しております。